

令和3年8月20日

【認証制度】 島根県薬事衛生課 古割、石原 0852-22-6697

【経費補助】 島根県しまねブランド推進課 青戸、賣豆紀 0852-22-5633

「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度を開始します

このたび、飲食店の感染防止対策を一層進め、県内外の方々に、より安心して飲食店を利用頂くため、県が定めた認証基準を満たした飲食店を、県が「島根県新型コロナ対策認証店」として認証する、第三者認証制度を開始します。

また、認証に必要な感染対策機器類の購入費用等の助成制度も、併せて開始します。

1. 概要

(1) 飲食店における「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度

- ・認証を希望する飲食店を個別訪問し、アクリル板設置、手指消毒・換気の徹底など県が策定した感染防止対策に関する認証基準を満たしている飲食店を、県が「島根県新型コロナ対策認証店」として、認証する制度です。
- ・認証店には、認証の目印である認証マークを交付し、また専用HPで店名を掲載します。

(2) 感染対策機器類の購入経費補助

- ・感染対策機器類（アクリル板、消毒設備等）の購入経費を補助します。
- ・補助率2/3、補助上限額20万円
- ・対象は、令和3年4月1日以降に購入された経費も含まれます。

2. 対象施設

- ・客席を設けて飲食させる飲食店（喫茶店、スナック等を含む）

3. 申請受付（認証制度・経費補助）

- ・令和3年9月1日から、専用ホームページ及び郵送により受付を開始します

4. 申請先及び問合せ窓口

「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度事務局

住所：〒690-8668 松江市殿町 383 番地

電話：0570-071-357

受付時間：9時～17時（土日祝、年末年始除く。）

専用ホームページURL：

<https://www.shimane-ninsho.jp/>

窓口開設：令和3年8月20日



認証マーク



【 第三者認証制度とは 】

飲食店と利用者以外の第三者が、公正・公平な審査によって認証する制度